

# 住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業を実施する者の公募について

平成27年5月14日  
国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、住宅ストック活用・リフォーム推進事業のうち住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業（以下、「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」といいます。）を実施する者の公募について公示します。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業

### (2) 事業目的

本事業は、空き家が現に発生し、また、発生が見込まれる郊外型住宅団地を対象として、既存住宅の売買や賃貸化による利活用に向けた取組を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、既存住宅が循環利用されるストック型の住宅市場の実現を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

現に空き家となっている住宅及び現に居住者のある住宅のうち住み替え等の意向があるもの（以下「空き家等」という。）について、売買又は賃貸化により流通・活用を図るため、住宅の流通・活用に関する知識・経験を有する宅地建物取引業者、地方住宅供給公社、NPO等又はこれらの者を構成員に含む協議会が①に掲げる取組を行うものであること。あわせて住宅所有者の意向や団地における必要性等に応じて、②又は③に掲げる取組を行うものであること

- ① 事業対象区域内の住宅の利活用実態の把握及び住み替えや住宅の流通・活用に関する情報の提供、相談への対応と住宅の利活用に関する意向の把握を行うとともに、当該住宅団地における商業、サービス業等の生活利便サービスや子育て支援、介護支援等の生活支援関連サービスに対するニーズを調査・把握すること
- ② 住宅所有者が売買又は賃貸化の意思を示した住宅について、その売買又は賃貸化に資する取組を行うこと
- ③ ①の調査の結果、当該住宅団地において必要とされるサービスがあると認められた場合、当該サービス提供事業者を誘致する取組を行うこと

### (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成27年6月中旬～平成28年2月29日

## 2. 補助対象事業者の要件

1. (3)の取組を実施する民間事業者等（以下「コーディネーター」という。）で、次の(1)～(3)の全ての条件を満たすことのできる者とする（コーディネーターを含むグルー

プ、協議会等による提案も可能)。

- (1) 事業を遂行することが可能であると認められる体制（住宅の流通・リフォームや資産活用に関する知識や実務経験を有している者）、経理的基礎、事業実績又は活動実績等を有していること
- (2) 補助期間終了後も継続的に事業に取り組むことが可能であると認められるものであること
- (3) グループ等の場合にあっては、代表者が明確で団体としての意志決定システムが確立しており、かつ、目的、活動・事業の種類に関する事項等が記載された規約等が策定・締結されていること（事業着手までに策定・締結されるものを含む。）

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2－1－3

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 担当：風間

電話 03-5253-8111(内線39-432)

電子メール kazama-t2q2@mlit.go.jp

#### (2) 公募要領の交付期間及び方法

①期間 平成27年5月14日から平成27年6月2日まで

②場所 上記担当部局

③方法 本事業に応募しようとする者は、予め(1)の担当まで事前連絡を行い、公募要領（提案申請様式を含む）の手交、FAXまたは電子メールにより交付を受け、事業の内容、要件及び手続等を確認の上、応募すること

#### (3) 応募書類の提出期限、場所及び方法

①期限 平成27年6月3日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局への郵送に限る（部数は5部）。なお、申込者自身で到達を確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込むこと。

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、応募者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、応募者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨応募書類を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領による。